

# 令和3・4年度入札参加資格審査申請要領

## 【建設工事】

大阪府泉南郡田尻町

### I 申請ができる者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- 2 国税及び地方税を滞納していない者
- 3 建設業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者
- 4 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項の審査を受けており、かつ、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知を受けている者。
- 5 雇用保険法第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者（※これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）

### II 申請（オンラインのみ）

- 1 申請期間 令和3年1月20日（水）から令和3年2月12日（金）まで  
※オンラインのみでの申請になります。  
※申請サイトの利用は期間中24時間利用できます。  
※申請に関する電話での問い合わせは、土・日・祝日を除く平日9:00~17:00の時間帯となります。
- 2 申請方法 オンラインでの申請となります。  
※1月6日（水）から申請用サイトURLを公開予定
- 3 その他 **田尻町内業者の方**で、オンライン申請が難しいと思う方は、田尻町役場総務部総務課契約検査室までご相談下さい。

### III 有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

※ただし、経営事項審査の有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）内としますので、期限切れとなる前にオンラインでの変更申請を行って下さい。（下記Vその他の注意事項2参照）

### IV 申請に必要な書類

「別表」のとおり

### V その他の注意事項

- 1 申請が完了した方については、資格審査の上、適格と認めた場合にのみ、令和3年4月1日付けで本町に登録します。なお、その結果については令和3年4月上旬に町ホームページにて掲載します。
- 2 申請内容に変更が生じた場合は、速やかにオンラインによる変更申請を行って下さい。  
※「経営事項審査結果通知書」及び「建設業の許可」について、Ⅲ有効期間の途中に期限切れとなる場合には、有効期限前に新しい有効な通知書等を添付のうえ、必ずオンラインでの変更申請を行って下さい。新しい通知書等の提出がない場合には工事発注（小工事を含む）をすることができません。（建設業法第27条の23）

- 3 資格審査申請書は、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」において、両方を申請することはできません。
- 4 本申請は泉州南消防組合の入札参加資格審査申請を兼ねるものであり、審査後、泉州南消防組合発注の入札参加資格を有することとなります。

## **Ⅵ 資格の取消**

申請（申請に必要な書類を含む。）に虚偽の申請があった場合、廃業した場合、申請者要件に該当しなくなった場合は、入札参加資格を取り消します。また、その他資格要件に欠格が生じた場合には、入札参加資格を取り消すことがあります。

## **Ⅶ 問い合わせ先**

田尻町役場 総務部 総務課 契約検査室（〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1）

電話 072(466)5002(直通)

FAX 072(466)8725

※申請に関する電話での問い合わせは、土・日・祝日を除く平日9:00~17:00の時間帯となります。

別表（建設工事）

	書類の名称	申請データ (様式)	申請区分		備考
			町内	町外	
1	入札参加資格審査申請書	Excel	○	○	
2	経営事項審査結果通知書	PDF	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準日が令和元年9月1日以降のもので、令和3年4月1日に有効な最新のもの</li> <li>・総合評定値(P点)の審査を受けたもの</li> </ul>
3	建設業許可証明書	PDF	○	○	3ヶ月以内の証明のもの ※国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報システム」からの申請業種の許可の有効期限がわかるものでも可
4	工事経歴報告書	PDF (様式1)	○	○	※同等の様式可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着工した主な未完成工事について作成して下さい。</li> <li>・許可（登録）を受けた業種の別及び注文者区分の別に作成して下さい。</li> <li>・下請の場合は、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載して下さい。</li> </ul>
5	使用印鑑届	PDF (様式2)	○	○	契約の締結、代金受領等に使用する印鑑及び実印
6	委任状	PDF (様式任意)	○	○	見積、入札、契約、代金受領、JV等の権限を代理人に委任する場合
7	印鑑証明書	PDF	○	○	法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村長発行のもの(3ヶ月以内の証明のもの)
8	商業登記簿謄本	PDF	○	○	法人の場合のみ登記簿謄本(3ヶ月以内の証明のもの)
9	営業所一覧表	PDF (様式3)	○	○	※同等の様式可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法第5条第2号の許可を受けている営業所を記入して下さい。</li> <li>・「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所を記載して下さい。</li> <li>・「許可を受けた業種」の欄には、当該営業所において営業（契約）する業種名を略号で記載して下さい。</li> </ul>
10	技術者経歴書	PDF (様式4)	○	○	※同等の様式可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者は、雇用期日を特に限定することなく雇用している者で、二以上の資格を有する者は、その者のすべての資格とします。ただし、同一資格の場合は上位資格のみとします。(例 1級建築士と2級建築士を有する場合は、1級建築士のみとして下さい。)</li> </ul>
11	営業用機械・器具保有状況	PDF (様式5)	○	○	※同等の様式可 申請時点の保有状況を記載して下さい。
12	納税証明書	PDF	○	○	別表1-1のとおり
13	主要取引金融機関名	PDF (様式6)	○	○	※同等の様式可 取引のある金融機関のうち主要なものを記入して下さい。

14	専任技術者証明書(新規・変更)	PDF	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	※国の様式第8号 建設業法第7条第1項第2号又は同法第15条第1項第2号の許可を受けている者
15	建設業退職金共済組合加入証明書	PDF	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※加入業者のみ提出して下さい。 発行官公署様式(3ヶ月以内の証明のもの)
16	表彰状・感謝状	PDF	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	過去の工事や完工物が表彰等を受けた場合や建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けた場合
17	会社更生法等決定通知	PDF	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	会社更生法、民事再生法等の適用を裁判所で決定された場合のある者のみで、そのことが判る書類
18	誓約書	PDF (様式7)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	田尻町暴力団等排除条例抜粋を熟読の上記入し、使用印鑑届の実印を押印して下さい。
19	事務所・作業場カード	PDF (様式8)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
20	指定建設業監理技術者資格者証	PDF	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	有資格者のみ

(注)1…町内業者とは田尻町内に本店を設けている法人及び田尻町内に住所を有する人をいい、その他の法人及び個人は町外業者とします。

2…申請区分欄の●は、田尻町内に支店(営業所)等を設置している町外業者のみ必要とする書類を示します。

### 別表1-1 納税証明書

	納税証明書の種類	町内業者	町内に支店(営業所)等を設置している町外業者	町外業者	備考
法人	法人税 消費税及び地方消費税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式その3の3
	法人事業税等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	未納のないことが確認できる書類(全税目)
	法人町民税等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 田尻町分	—	町外業者で田尻町に納税義務のある方は、未納のないことが確認できる書類(全税目)を添付して下さい。
個人	所得税 消費税及び地方消費税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式その3の2
	個人事業税等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	未納のないことが確認できる書類(全税目)
	個人町府民税等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 田尻町分	—	町外業者で田尻町に納税義務のある方は、未納のないことが確認できる書類(全税目)を添付して下さい。

※1…納税証明書は、申請日より3ヶ月以内の証明書に限ります。契約を委任されている支店等は、本社及び支店等の納税証明書を添付して下さい。

- 2…消費税及び地方消費税等の国税の納税証明は、税務署の指定する「様式その3の3」又は「様式その3の2」を申請して下さい。
- 3…都道府県税の納税証明は、課税されている全ての税目に対し未納のないことが確認できる証明を申請して下さい。
- 4…田尻町税の納税証明は、課税されている全ての税目に対し未納のないことが確認できる証明を申請して下さい。条件付きの納税証明の場合、完納の確認をしますので受理できない場合があります。  
全ての税目とは、町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等のことです。
- 5…法人の場合は、未納がないことを確認できる証明書で構いません。
- 6…事業税については、未納のないことが確認できる書類をお願いします。
- 7…事業税については、支店登録の場合は本店・支店の都道府県が違う場合のみ本店・支店両方の証明が必要になります。

登録希望業種一覧表 (建設工事)

業種番号	業種名	業種番号	業種名
010	土木一式	150	板金
011	プレストレストコンクリート	160	ガラス
020	建築一式	170	塗装
030	大工	180	防水
040	左官	190	内装仕上
050	とび・土工・コンクリート	200	機械器具設置
051	法面処理	210	熱絶縁
060	石	220	電気通信
070	屋根	230	造園
080	電気	240	さく井
090	管	250	建具
100	タイル・れんが・ブロック	260	水道施設
110	鋼構造物	270	消防施設
111	鋼橋上部	280	清掃施設
120	鉄筋	290	解体
130	舗装	300	交通安全施設・さく
140	しゅんせつ		